

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	埋蔵文化財発掘調査事業			事業コード	0928
所属コード	208500	課等名	[教]教育機関 遺跡の 学び館	係名	
課長名	袖上 寛	担当者名	北田 牧子	内線番号	3077
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要 (旧総合計画体系における位置づけ)

総合計画 体系 (旧)	施策の柱	共に生き未来を創る教育・文化	コード	4
	施策	歴史を受け継ぐ文化遺産の保護・活用	コード	5
	基本事業	歴史的文化遺産の保護と活用	コード	1
予算費目名 (H26)	一般会計 10 款 6 項 6 目 盛岡遺跡群発掘調査事業 (003-01) 一般会計 10 款 6 項 6 目 埋蔵文化財調査事業 (004-01) 一般会計 10 款 6 項 6 目 盛南開発地区埋蔵文化財発掘調査活用事業 (005-01) 一般会計 10 款 6 項 6 目 埋蔵文化財確認調査事業 (006-01)			
特記事項 (H26)				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	年度	
根拠法令等 (H26)				

(2) 事務事業の概要

文化財保護法に基づき、市内の遺跡に係る開発行為に際して事前調査（試掘・立会）を実施し、その結果、現状保存を図ることができない場合は、発掘調査を行うとともに、その内容を報告書等により記録保存している。併せて、調査成果を発表する展示会・講座等の普及事業を行うものである。

(3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

当市では、文化財保護法に基づき、昭和 55 年から国庫補助を導入して個人住宅建築や原因者負担による宅地造成工事に伴う事前緊急調査を実施してきた。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

近年、景気の回復や住宅事情の変化等によって、個人住宅建築や宅地造成に係る試掘や発掘調査は、横ばい、または、増加傾向で推移しており、今後もその傾向が続くと推測される。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が、何が対象か)

各種開発行為等により失われようとしている埋蔵文化財

※開発行為とは、公共事業、個人住宅建築、民間開発関連 (宅地造成・共同住宅・店舗等)

等をいう。

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	26年度 実績
A 発掘調査が必要な開発事業件数	件	21	22	15	14	19
B 事前調査が必要な事業件数	件	66	60	96	96	60
C						

(3) 26年度に実施した主な活動・手順

- ①市内の埋蔵文化財発掘調査及び記録保存
- ②盛南地区の調査成果に基づく遺跡活用事業

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 目標値	26年度 実績
A 本調査件数	件	10	5	12	3	5
B 調査面積	m ²	15,500	15,615	11,435	18,666	11,175
C 調査報告書の刊行件数	件	1	4	4	6	5

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

限りある土地の利用を考えた場合、すべての遺跡を現状のまま残すことは不可能であるため、埋蔵文化財の保護においては事業者等の理解と協力を得ながら、失われようとしている遺跡を記録保存するとともに、埋蔵文化財の持つ価値を普及活用することにより、地域住民に対し、地域の歴史や遺跡への理解を高めてもらう。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 目標値	26年度 実績
A 発掘調査を実施した遺跡数／ 発掘予定遺跡数	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	%	47.6	22.7	92.3	100	26.3
B 本報告及び館報で報告された遺 跡数／発掘調査遺跡数(地点数)	<input checked="" type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持	%	66.6	20	33.3	100	20.0
C	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 計画	26年度 実績
事業費	①国	千円	15,860	12,643	10,776	6,895	6,280
	②県	千円	444	746	456	515	450
	③地方債	千円	0	13,700	11,700	6,300	5,600
	④一般財源	千円	10,567	12,450	6,039	5,767	5,004
	⑤その他()	千円	24,754	0	5,769	0	5,503
	A 小計 ①～⑤	千円	51,625	39,539	34,740	19,477	22,837
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	4,940	6,932	7,395	7,330	7,520
	B 職員人件費⑥×4,000円	千円	19,760	27,680	29,580	29,320	30,080
計	トータルコスト A+B	千円	71,385	67,219	64,320	48,797	52,917
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

結びついている。

理由：「文化財保護の理念」いわゆる国民の財産である文化財を，自らの暮らしの中に活かすとともに，将来にわたってこれを保存し，未来の文化の創造のために後世に引き継いでいくことは市の責務であり，そのために業務を行っている。

② 市の関与の妥当性

妥当である。

理由：埋蔵文化財を保護するには，地域社会と事業関係者の理解と協力がなければその目的を達成することは困難である。そのため，埋蔵文化財が国民共通の財産であると同時に，それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であり，その地域の歴史・文化環境をつくる重要な要素であることを十分説明し，その理解と協力を基本として進めなければならない。

文化財保護法に基づく法定事務である。

③ 対象の妥当性

妥当である。

理由：開発行為に伴う緊急調査の場合は，開発区域の最小限の範囲で行われ，その方法によって拡大や縮小が行われる性質のものではない。なお，過去に本調査を実施し，報告書（記録保存）未刊行のものについても対象となる。

文化財保護法に基づく法定事務である。

④ 廃止・休止の影響

廃止の場合は影響がある。

理由：調査は法に定められたものである。また，開発行為とは表裏一体のものであり，開発

行為が続く限り調査の廃止・休止はあり得ない。
文化財保護法に基づく法定事務である。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

向上の余地あり

理由：成果を広く市民等に公表する義務がある。

文化財保護法は埋蔵文化財を保存し活用する必要性を求めている。文化財を確実に保存し、将来に伝えるだけでは十分ではなく、国民が歴史的・文化的資産としての意義やその地域ならではの多様な価値を認知し、幅広く享受することができるよう、積極的に公開・活用する必要がある。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

受益機会の適正化余地及び受益者の費用負担の適正化余地は公平・公正である。

理由：文化財保護法に基づく発掘調査であることから、調査の原因者（受益者）は例外なく法に基づいて発掘調査の届出を行う義務があり、公平・公正に事務が行われている。

費用負担においても、個人住宅などの営利的性格のない調査は公費負担とし、その他の開発行為の調査は事業者（原因者）負担としており、受益の観点からも公平・公正に行われている。

(4) 効率性評価

現状では、事業費・人件費の削減はできない。

ただし、先端技術等の導入（発掘調査・報告書作成）によって、発掘調査費のコストダウンを図る余地はある。

4 事務事業の改革案（Plan）

(1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	歴史・文化の継承	コード	11
	小施策（推進項目）	文化財の保護と活用	コード	1

(2) 改革改善の方向性

その1：埋蔵文化財調査が地域の歴史や文化を具体的に解明した意義は大きく、その成果は広く地域住民等に還元されなければならない。しかし、現状は市民ニーズを的確に把握し、効果的な公開・活用が実施されているとは言い難い。従来の方法にとらわれることなく、さまざまな手法をとるよう工夫し、市民の満足度を高める事業を展開する必要がある。

また、近年は文化財を単体で捉えずに、関連する文化財を一群として一体的に保存活用し、地域の歴史や文化を活かしたまちづくりを進め、観光振興や地域活性化に繋げている自治体が増えている。当市においてもそのような事例を参考に、遺跡と地域の歴史文化遺産を連携させた活用を図り、盛岡の歴史と文化を活かしたまちづくりを目指す必要がある。

その2：発掘調査及び報告書作成を効率的かつ迅速に進めるために、発掘調査現場におけるデジタル測量機器の導入や、デジタル技術を応用した調査報告書作成といった先進技術・

機器の導入が有効である。

これには、初期費用投資が必要となるものの、長期的にみれば調査事業全体のコストダウンに繋がるものである。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

その1：埋蔵文化財を積極的に公開・活用させるためには、市民の多様なニーズを的確に把握することが課題となる。遺跡現地説明会や展示会等の情報を、より積極的に提供するとともに、来館者アンケート等のマーケティング活動を行い、市民ニーズ・ウォンツの把握を推進する。

また、遺跡と史跡、歴史文化遺産を関連づけて一体的に活用し、盛岡らしい歴史と文化を活かしたまちづくり実現に向けては、現在の縦割り組織（複数の関連部署の存在）及び類似事業の並存を解消させる必要がある。類似事業を集約し、効率的に事業を執行することにより、市の目指す将来像実現に向けてスピードアップされ、併せて、組織のスリム化とコストパフォーマンスの向上が図られる。

その2：埋蔵文化財の専門職員（史跡調査職）を適正に配置し、調査体制を整備する必要がある。景気回復等により、個人住宅建築や宅地造成に係る発掘調査件数が増加傾向にあるが、現行の職員体制では増加する業務量への対応が困難であり、発掘調査の遅延を引き起こしかねず、行政サービスの低下に繋がる。

発掘調査は、学術的知識及び技術・経験が不可欠であるが、これらは一朝一夕には得られるものではなく、相当の期間を要するものである。増加傾向にある発掘調査を恒常的に行うためには、長期的な計画による専門職員の確保と人材育成、適正な人員配置が必要となる。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

本事務事業については、文化財保護法に基づく事業であり、現在、市内に所在する約780箇所にも及ぶ遺跡包蔵地における開発行為や個人住宅建設には発掘調査が必要であることから廃止・休止はできない。

今後、この事業は増大する傾向にあり、個人住宅の建設が多く寄せられており、加えて公共的な事業として、岩洞湖周辺の道路建設、盛岡城の石垣修復工事、学校給食関連の共同調理場建設が予定されており、民間関連でも小山遺跡包蔵地のアパート建設に伴う2000㎡の本調査などが計画されている。特にも、岩洞湖周辺の道路建設や盛岡城の石垣修復は数年の Spannでの調査職の貼り付けが必要となることから、現在の体制では対応できないことが明らかであり職員の増員をお願いしなければならないと考える。（当歴史文化課の定数増が困難であれば事業担当課の定数を増やしていただくことが必要と考える。→道路建設課、公園みどり課）

なお、これまでも組織の見直しが必要との検討してきているハード面とソフト面を一元化した組織の再編も喫緊の課題であると課内で協議中である。